

SBI証券

約款・規程集	
第1章 総合取引約款	1
第2章 証券総合サービス取扱規程	3
第3章 インターネット取引取扱規程	4
第4章 振替預り約款	7
第5章 業債証券取引約款	11
第6章 外国証券取引約款	12
第7章 国内外資産運用取引約款	18
第8章 振替決済口座管理約款	19
第9章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款	22
第10章 特定管理口座約款	24
第11章 一般振替決済口座管理約款	25
第12章 投資信託受託振替決済口座管理約款	26
第13章 株式等振替決済口座管理約款	32
第14章 投資信託積立約款	40
第15章 特定口座に係る上場株式等証券委託に関する約款	42
第16章 払戻取引システム取引約款	42
第17章 非課税上場株式等管理に関する約款	44
電子交付サービス利用規約	52
勧誘方針	53
個人情報保護宣言	54
お客様の個人情報利用目的	55
金融商品取引法に係る重要事項のご説明	56
農業執行方針	56
払戻取引システム取引説明書	59
インサイダー取引について	65
相場操縦的行為とは	67

2017年2月1日現在

共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第4条 第3条の「申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

(振替の申請)

第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は買入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。
2. 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - (1) 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - (3) 振替先口座
 - (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
3. 前項第1号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

(他の口座管理機関への振替)

第6条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振替国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項をご連絡下さい。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。
3. 前項の場合は、当社所定の手数料をいただくことがあります。

(分離適格振替国債に係る元利分離申請)

第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

2. 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - (1) 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
3. 前項第1号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振替国債等の元利統合申請)

第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振替国債及び分離利息振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

2. 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - (1) 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
3. 前項第1号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている振替国債が償還（分離利息振替国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振替国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(担保の設定)

第10条 お客様の振替国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(お客様への連絡事項)

第11条 当社は、振替国債について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 最終償還期限
- (2) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
2. 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取引店に直接ご連絡ください。
3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
5. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されて